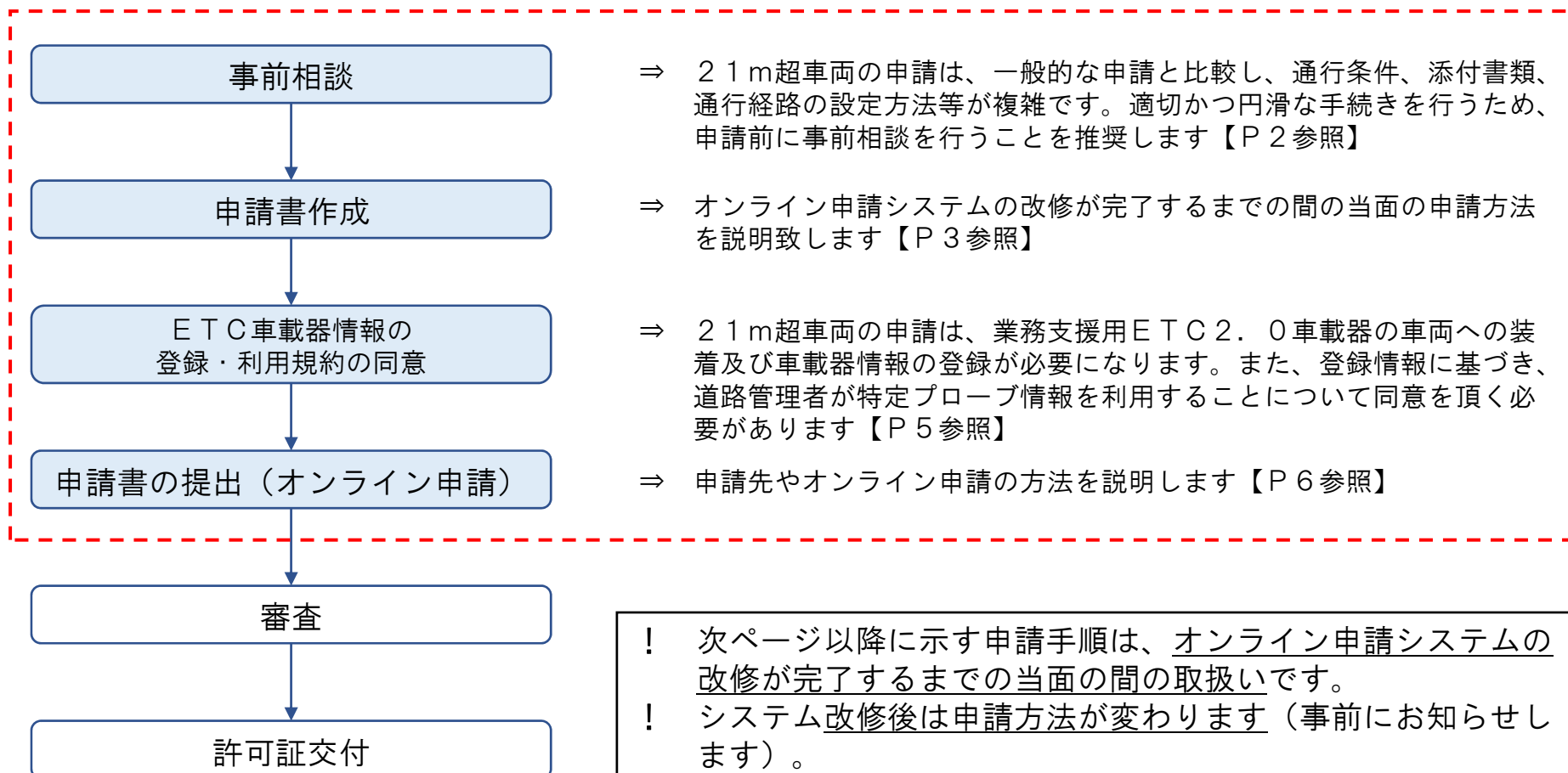


# 長さが21mを超えるフルトレーラの申請方法

- 長さが21mを超えるフルトレーラ連結車の申請（通行許可）が可能になりました（対象車両はフルトレーラ（バン型）で長さは25mまでのもの）。
- 申請する場合には、以下の手順で進めて下さい。

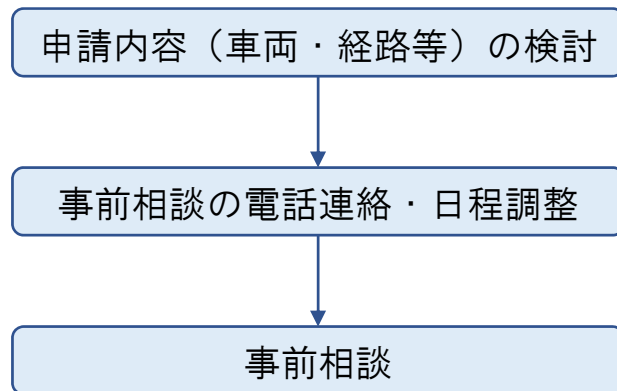
## 【申請の流れ】



# 事前相談

- 21mを超えるフルトレーラ連結車の申請は、一般的な車両の申請と比較し、申請方法、添付書類、通行経路の設定方法等が複雑なため、事前相談を行っていただくことを推奨します。
- 事前相談では、申請可否の確認や申請にあたっての留意点等を説明します。

## 【事前相談までの流れ】



⇒ 事前相談は国土交通省中部地方整備局道路部交通対策課で対応致します。

事前相談をご希望の場合には、以下にお電話ください。  
(直通) 052-953-8178 (特車担当あて)

## 【事前相談時の流れ】

- 事前相談では、申請をご検討されている車両や通行経路、運転者の業務経験、車両に装備された装置、業務支援用ETC2.0車載器の装着状況等をお伺いした上で、具体的な申請方法、必要な添付書類、国以外の道路管理者との調整方法等を説明させていただきます。

## 申請書作成

- 21mを超えるフルトレーラ連結車の申請は、オンライン申請のみで受付けています。また、申請窓口も限定されます。
- 一般的な車両の申請と異なる点や追加で必要となる書類がありますので、次ページ以降のポイントを確認のうえ、オンライン申請してください。
- 申請方法について不明点がありましたら、申請窓口にお問い合わせください。

# 申請書作成のPoint

## 車種選択

### 【申請書入力（新規）画面】

申請車両

申請車種

フルトレーラ(その他) ▼

新規開発車両  新規格車

事業区分

選択して下さい ▼

申請車両台数

単車/トラクター  台 トレ-

申請車種を選択する際は、「フルトレーラ（その他）」を選択してください。

- 車種を選択してください
- トラック
  - 建設機械類
  - 一般セミトレーラ(バン型)
  - 一般セミトレーラ(タンク型)
  - 一般セミトレーラ(幌枠型)
  - 一般セミトレーラ(コンテナ型)
  - 一般セミトレーラ(自動車運搬用)
  - 一般セミトレーラ(あおり型)
  - 一般セミトレーラ(スタンション型)
  - 一般セミトレーラ(船底型)
  - 一般セミトレーラ(その他)
  - 重セミ
  - 海上コンテナ(8'6)
  - 海上コンテナ(9'6)
  - 海上コンテナ(その他)
  - ポールトレーラ
  - フルトレーラ(バン型)
  - フルトレーラ(タンク型)
  - フルトレーラ(幌枠型)
  - フルトレーラ(コンテナ用)
  - フルトレーラ(自動車運搬用)
  - フルトレーラ(あおり型)
  - フルトレーラ(スタンション型)
  - フルトレーラ(船底型)
  - フルトレーラ(その他)
  - ダブルス

申請車種は、プルダウンメニューから選択します。

#### 【補足】

1. 申請可能な車種は、フルトレーラ（バン型）に限られますが、申請書を作成する際は、システム改修が完了するまでの当面の取扱いとして、フルトレーラ（その他）を選択頂くものです。
2. その他の項目の作成方法は、一般的な車両の申請と同様です。

# ETC2. 0車載器の情報登録・利用規約への同意のPoint

## ETC2. 0車載器の情報登録・利用規約の同意

- ① 21m超車両を申請する場合には、申請車両に業務支援用ETC2. 0車載器の装着が必要になります。
- ② また、当該車載器のID（車載器管理番号及びASL-ID）を国に登録して頂く必要があります。
- ③ 登録にあたり、道路管理者が登録された車載器から取得した特定プローブ情報を利用することについて、同意を頂く必要があります。

### 【車載器情報の登録／利用規約への同意書の提出方法】

- ① オンライン申請時に車載器情報が記載された書面を添付して申請してください。
  - ② また、「登録を受けた業務支援用ETC2. 0車載器に係る特定プローブ情報の利用に関する規約」への同意書を添付してください。
- ※様式は、事前相談時にご確認ください。

### 【申請手続選択画面】

特殊車両オンライン申請システム  
— 申請手続選択画面 —

<申請手続の開始>  
提出する申請の申請番号は以下の通りです。  
0009802106

差し戻された申請の内容を訂正して再提出する場合は、以下のチェックボックスをチェックして、訂正対象となる差し戻された申請の到達確認シートを指定してください。  
 差し戻された申請の内容を訂正して再提出する 参照...

「自動車検査証の写し」「一般旅客自動車運送事業の運転免許証の写し」を提出する  
部の車両または窓口より車検提出の指示があった場合は、  
チェックボックスにチェックを入れてください。  
部の車両とは、一般制限値を超えない車両を指します。詳細  
については「説明」ボタンより確認してください。 説明

ボタン押下後、指定したファイルの形式審査を実行します。  
次へ> 申請者メニューへ戻る

『「自動車検査証の写し」「一般旅客自動車運送事業の免許証の写し」を提出する』に**チェック**。

特殊車両

<添付資料の指定 一特殊車両通行許可申請>

申請データ: 3000/K7\_0008258  
訂正対象の到達番号:  
別送用送付票:

本申請の申請先道路管理者は以下になっていきます。  
関東地方整備局長  
本申請の申請窓口は以下になっていきます。  
関東地方整備局

申請に必要な書類について

「自動車検査証の写し」「一般旅客自動車運送事業の免許証の写し」  
 申請窓口で郵送・FAXまたは持参する。 参照... 追加

注 指定したファイル以外の書類を提出していただく場合があります。

<戻る > 次へ> 申請者メニューへ戻る

「参照」ボタンをクリックして添付したいファイルを選択し、「追加」ボタンをクリックして確定。

「申請窓口で郵送・FAXまたは持参する。」には**チェックを入れない**。

# 申請書の提出のPoint

## 申請書の提出

- 申請先は、国土交通省中部地方整備局名古屋国道事務所で受付致します。
- オンライン申請では、名古屋国道事務所を申請先窓口に指定して申請願います。

### 【提出先窓口指定画面】

提出先道路管理者と提出先窓口を指定してください。

提出先道路管理者  選択

提出先窓口

中部地方整備局	岐阜国道事務所
中部地方整備局	静岡国道事務所
中部地方整備局	名古屋国道事務所
中部地方整備局	三重河川国道事務所

中部地方整備局を選択してください。

名古屋国道事務所を選択してください。

## 付属書類

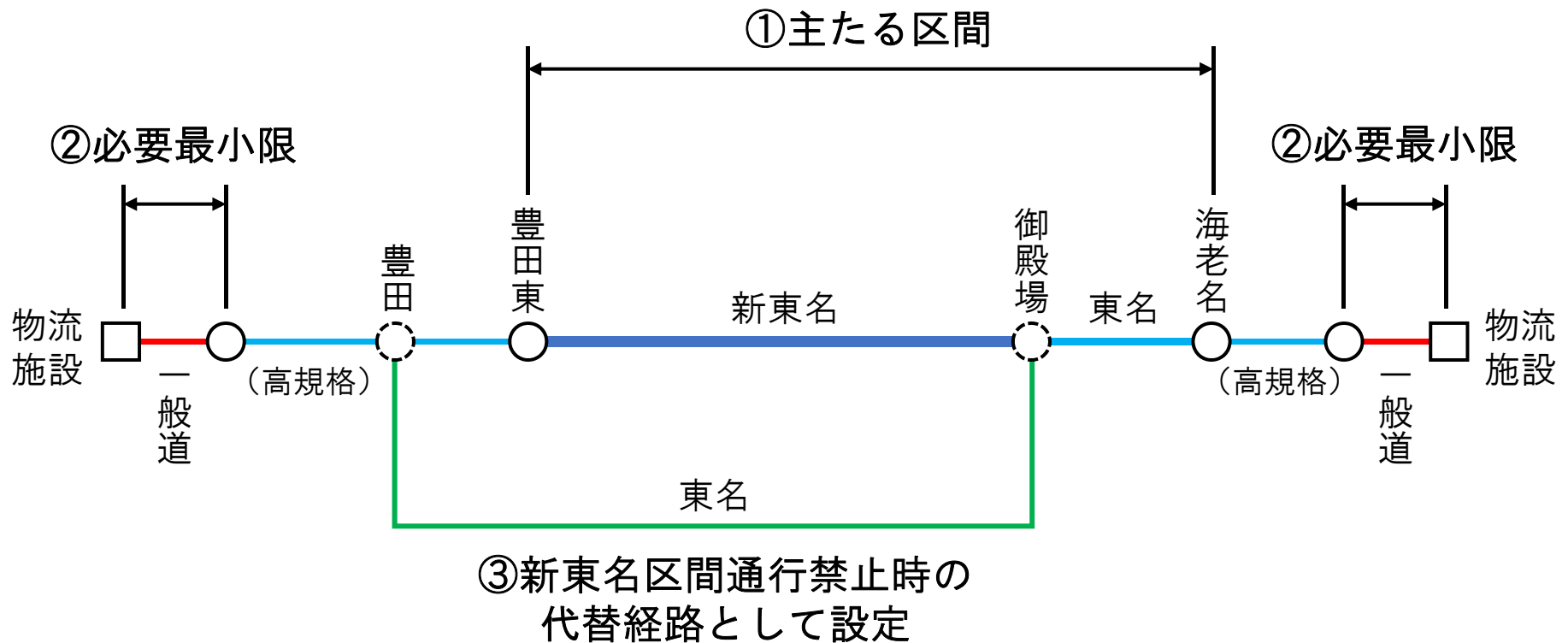
- 長さ21メートルを超えるフルトレーラ連結車では、通常の通行経路表等に加え、以下の①～⑥の書類及び図面の提出が必要です。

### 付属書類

①	軌跡図
②	特定の区間の通行距離等に関する書類
③	申請者において車両の安全装置が装備されていることを確認したことを報告する書類
④	運転者に係る書類 <ul style="list-style-type: none"> <li>i) 免許証の写し及びけん引免許の保有年数を記した書面</li> <li>ii) 勤務証明証</li> <li>iii) 実技訓練を受講したことを証する書面</li> <li>iv) 直近3年間無事故・無違反であることを証する書面 (直近5年以上の大型自動車運転業務への従事し、かつ牽引免許5年以上保有する場合は除く)</li> </ul>
⑤	ETC2.0車載器の情報登録・利用規約への同意に関する書類 ※システムが改修されるまで必要。
⑥	希望する許可期間を示す書類(最大2年) ※システムが改修されるまで必要。

# 主な通行経路の考え方

- ① 通行経路は、新東名区間（海老名JCT～豊田東JCT）が主たる区間となるように設定してください。
- ② 高規格幹線道路等の自動車専用道路以外を通行する区間が必要最小限の区間となるように設定してください。
- ③ 新東名区間と併せて、新東名区間内で通行禁止が発生した場合に代替可能な東名区間（御殿場JCT～豊田JCT）を通行経路として設定してください。





# 主な許可条件及び通行条件

- 長さ21メートルを超えるフルトレーラ連結車については、安全な通行等の観点から許可条件や通行条件が追加されます。

項目		内容
許可条件	1 車両安全装備	車両安全技術に関する16装備 なお、OBWについて、当面、発着地における重量計での計測も可とする。
	2 運転者	①直近5年以上の大型自動車運転業務への従事及び牽引免許5年以上保有 ②2時間以上の訓練の受講 または、優良な運転手（最低12時間の訓練かつ直近3年無事故・無違反）に限り、牽引免許1年以上、大型自動車運転業務の直近3年以上従事
	3 積荷	危険物貨物、大量の液体、動物は不可
通行条件	1 その他	①追い越しの禁止 ⇒原則として、道路の左側端から数えて1番目の車両通行帯（登坂車線が設けられている区間にあつては登坂車線）を通行し、追い越しをしないこと。 ②縦列走行の禁止 ⇒他の21m超車両と接近して縦列をなし通行しないこと。 ③代替区間の通行 ⇒東名区間において許可した通行経路は、新東名区間内における通行禁止の発生時に、必要最小限の区間に限り、通行すること。 ④故障時等における停止表示 ⇒路上に停車させた場合は、板状及び灯火式の両方の停止表示機材を使用すること。 ⑤業務支援用ETC2.0車載器の稼働 ⇒通行中は、業務支援用ETC2.0車載器を稼働させ、DSRC路側無線機と通信できる状態を維持すること。 ⑥書類の携行 ⇒①実技訓練を受講したことを証する書面及び、直近3年間無事故・無違反であることを証する書面（直近5年以上の大型自動車運転業務への従事し、かつ牽引免許5年以上保有する場合は除く） ②車両の車軸ごとの軸重を記録した書類（OBW装備している場合は除く）